

潟上市にお住まいの方へ

一般不妊治療費全額助成について

潟上市では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、一般不妊治療費を全額助成しています。

対象となる方 ※以下の条件をすべて満たしている方が対象です。

- 夫婦（事実婚含む）のいずれか一方が申請日において1年以上潟上市に住所を有すること。
- 国内の医療機関で一般不妊治療(体外受精・顕微授精を除く)を受けていること。
※第2子以降も適用
- 本市の市税を滞納していないこと。
- 妻の年齢が43歳未満であること。

助成額と助成期間

- 一般不妊治療にかかった費用（他の助成金を除いた額）を全額助成。
- 治療を開始した月から12か月を1期間とする通算5期間（潟上市に住所を有する期間に限る）を助成します。
※出産後は適用期間がリセットされます。

申請期限

治療を受けた月の翌月から2年以内に申請してください。

（例 令和8年4月分の治療費用は令和10年4月末までに申請してください。）

申請書類

- ☐ 一般不妊治療助成金交付申請書
- ☐ 一般不妊治療助成金請求書
- ☐ 一般不妊治療医療機関証明書（医療機関で記入）
- ☐ 住民基本台帳の記録及び市税の納付状況の確認に係る同意書
- ☐ 医療機関・薬局の領収書（原本） および 明細書（原本）
※領収書と併せて、明細書の提示も必要です。
- ☐ 振り込み先の通帳の写し
- ☐ 社会保険等から助成が出ている場合は、助成額がわかる書類
- ☐ 事実婚関係に関する申立書（※該当する方のみ）

お問合せ・申請先

〒010-0201 潟上市天王字棒沼台 226-1

潟上市役所子育て応援課 こども家庭センターかたるん（TEL 018-853-5372）